

平成 28 年度診療報酬改定情報④

決定！！平成 28 年度診療報酬改定の改定率

政府与党は 21 日の平成 28 年度予算案をめぐる閣僚折衝で平成 28 年度の診療報酬改訂の改定率が決定し、『**医師等の技術料に当たる「本体」の部分（診察料）で 0.49%引き上げる方針**』となりました。

<2016 年度の診療報酬改定のポイント>

◆診療報酬の見直し

		国庫支出への影響
全体改定率	(▲1.03%)	▲1000 億円
診察料（医師らの技術料）	(+0.49%)	+500 億円
薬価等（薬・材料の価格）	(▲1.52%)	▲1500 億円

◆その他の主な改革

		国庫支出への影響
C 型肝炎治療薬など高額薬の特例的な値下げ		▲280 億円
協会けんぽの補助削減		▲200 億円
「門前薬局」の報酬減額		▲40 億円
湿布の枚数制限など		▲30 億円
新規後発薬の値下げなど		▲20 億円

塩崎厚労相は、「**薬価では△1.22%引き下げる**」と説明されていますが、実勢取引価格を反映させるなどの既存ルールによる値下げ対象とする従来基準ですと、薬価で▲1.41%分下げることになります。このほか、**医療材料では 0.11%分下げる**こととされていますので、さらに高額療養費の上限額引き上げや高額医薬品の値下げなどの制度改革の効果も含め、**トータルでは△0.84%の改定率**と決定されています。

本体部分では 0.49%の引き上げとされていますが、各科の改定率は下記の通りとなっています。

- ・ 医科 0.56%
- ・ 歯科 0.61%
- ・ 調剤 0.17%

今回の改定では「社会保障費の伸びを概算要求の 6,700 億円から 5,000 億円におさえる方向で調整を行う」方向性で審議が続けられてきましたが、今回の診療報酬のマイナス部分でこの伸びを抑えることができたとされています。本体部分の 0.49% 500 億円の引き上げ分は、協会けんぽへの補助金の削減分が使用される予定となっています。高額療養費制度の見直しなども行い、財源の確保を検討されていましたが、この部分は合意文書の中には明記されていないようです。

これから 2 月にかけて、厚労省の諮問機関である中央社会保険医療協議会（中医協）で審議され細かな診療行為（品目）別に点数の配分が決められていくことになります。

<参考資料>

○診療報酬改定について（厚労省発表資料）

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000107690.pdf>